東京こどもすくすく住宅認定基準チェックシート(セレクトモデル)

建築物名称	(仮称) I様足立区六町195街区計画	新築工事
作成年月日	R7. 6. 25	

			必須	項目		選択	項目		
	新築		項目数	適合項目数	項目数	適合項目数	各基準別 必要適合 項目数	総必要適合 項目数	総項目数
別表 1	立地に関する基準		0		5	4			5
別表 2 - 1	住戸内に関する基準	基本性能等に関する基準	7	7	8	4			15
別表 2 - 2	住戸内に関する基準	単位空間別の基準	4	4	49	26			53
別表2 計			11	11	57	30			68
別表 3 - 1	共用部分に関する基準	基本性能等に関する基準	2	2	11	3			13
別表 3 - 2	共用部分に関する基準	単位空間別の基準	1	1	14	2			15
別表3 計			3	3	25	5			28
別表 4	子育て支援施設やキッス	バルーム等に関する基準	0		5	1			5
別表 5	管理・運営に関する基準	1	0		7	1			7
別表 6	区市町村からの意見の反	映に関する基準	0		1	0			1
別表4,5,	6 計		0	0	13	2			13
	合計		14	14	100	41		39	114
	チェック웨	吉果	0	K		0	K		

			必須	項目		選択	項目		
	既存・さ	收修	項目数	適合項目数	項目数	適合項目数	各基準別 必要適合 項目数	総必要適合 項目数	総項目数
別表 1	立地に関する基準		0		5	0			5
別表 2 - 1	住戸内に関する基準	基本性能等に関する基準	8	0	8	0			16
別表 2 - 2	住戸内に関する基準	単位空間別の基準	4	0	49	0			53
別表2 計			12	0	57	0			69
別表 3 - 1	共用部分に関する基準	基本性能等に関する基準	3	0	12	0			15
別表 3 - 2	共用部分に関する基準	単位空間別の基準	2	0	14	0			16
別表3 計			5	0	26	0			31
別表4	子育て支援施設やキック	バルーム等に関する基準	0		5	0			5
別表 5	管理・運営に関する基準	teri	0		7	0			7
別表 6	区市町村からの意見の反	映に関する基準	0		1	0			1
別表4,5,	6 計		0	0	13	0			13
	合計		17	0	101	0		17	118
	チェック約	吉果		I.					

別表1 立地に関する基準

	項目		基準	セー	フティ	セレ	クト	アドバ	ンスト	表記のある図面番号、計画の内容等
	切目 目		密 华	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
1	子供の遊 び場所	が一つ以上あ (1) 子育てひ (2) 児童館や	ら徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に次の施設などること。 ろば(注2)など、乳幼児と親が一緒に過ごせる施設 図書館など、子供が室内で過ごせる施設 べる広場、公園や緑地など			■ 選択	□選択	□ 必須	I	(2)保塚図書館 (3)足立区立一ツ家第一公園 (3)足立区立一ツ家中央公園(タコ 公園)
2	(2) 小学校及び学童クラブなどの教育施設など 軟地出入口から往歩圏内(おおわめ00m以内(注1)) に小児利や耳息				■ 選択	□選択	□ 選択	□選択	(1)あおい幼稚園 (1)六町駅前保育園 (2)加平小学校	
3	医療施設		ら徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に小児科や耳鼻 が受診できる医療施設が一つ以上あること。			■ 選択	選択	□ 選択	選択	ろくちょう耳鼻咽喉科
4	生活利便施設等	が一つ以上あ (1) 鉄道駅や (2) 食料品や (3) 銀行、郵				■ 選択	選択	□ 選択		(1) 六町駅 (2) ライフ六町駅前店 (4) マクドナルド足立六町店
5	次に例示するものなど、活発な地域活動が行われていること。 (1) 自治会などによる季節行事や清掃活動 (2) 自治会や消防団などによる夜回りなどの防犯、防災活動				□ 選択	□ 選択	□ 選択	□ 選択		
			適合項目数	必 — 選 O	必須 — 選 0	必須 — 選択 4	必須 — 選 0	必須 0 選択 0	必須 — 選択 0	

- 注1 各施設までの距離は直線距離による。建築物の敷地の主要な出入口から計測するものとする。
- 注2 $0 \sim 3$ 歳児とその親が気軽に集まり、親同士が打ち解けた雰囲気の中で語り合い、子供同士も遊ぶことができる常設の施設。 国の地域子育て支援拠点事業の一つ

			セ	ーフティ	1			セレ	ン クト			アドバ	ンスト		
			新築		既存·	改修	新	築	既存・症	改修	新	築	既存·i	改修	
	項目	基準	必須で 当する 位等が い場合 チェッ	部 :な :		必須でる部な 位場か が が の り り り り り り り り り り り り り り り り り		必須で該 当するが 位 等 合 ・ チェック		必須で該 当するがな 位場合 チェック		必須する 変するがな が多まな がオーク		必須で該部 位等がな チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
1	段差解消	住戸内の床は、次に掲げるものを除き、段差のない構造(5 mm以下の段差については、段差のないものとみなす。)とする。 (1) 玄関の出入口の段差:くつずりと玄関外側の高低差が20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関九土間の高低差が5mm以下としたもの (2) 玄関の上がりかまちの段差 (3) 浴室の出入口の段差:20mm以下の単純段差としたもの又は浴室内外の高低差が120mm以下、またぎ高さ180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの (4) バルコニーの出入口の段差:接地階を有しない住戸のバルコニーについては、次に掲げるもの並びにバルコニーと踏み段との段差及び踏み段とかまちの段差で180mm以下の単純段差 ア 180mm以下の単純段差 ア 180mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの					□ 選択		□ 選択		□必須		□ 選択		
2	転落防止 ・落落る危 険防止	(1) 転落防止のための手すりは、足がかりがなく、子供が容易によじ登れない形状とするとともに、次に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1 m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものは除く。 ア バルコニーその他これに類するもの、2 階以上の窓、廊下及び階段 (開放されている側に限る) (7) 原則床面 (階段にあっては踏面の先端)から1,100mm以上 (1,200mm推奨)に達するよう設けられていること。 (4) バルコニーその他これに類するもの、廊下及び階段にあっては腰壁、窓にあっては窓台その他足がかりとなるおそれのある部分 (以下「腰壁等」という。)には、足がかりとなりにくい措置を講じること。 イ 転落防止のための手すりの手すり子で床面 (階段にあっては踏面の先端)及び腰壁等 (腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔は、内法寸法で110mm以下 (90mm推奨)であること。 (2) バルコニーにエアコンの室外機等足掛かりになる可能性のあるものを設置する場合	□ 必須 □		必須		■ 必須		□必須		□必須		□ 必須		ア(ア)バルコニー:床面から H1100mm以上立ち上げる ア(イ)バルコニーは足がかりにならないように、段差が無い断面形 状とします。 イ格子手摺ではない
		は、足掛かりにならないよう、室外機等の設置場所を高さ1,100mm以上(1,200mm推奨)の柵で囲うか、手すりから600mm以上の距離を確保して配置するなど、転落防止措置を講じること。	□ 必須 □		必須		■ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		室外機から手摺まで600mm以上の 距離を確保する。
		(3) バルコニーに面する住宅の窓には、ロック付や錠付クレセント等の設置、開口制限ストッパーや補助錠等の設置、子供の手の届かない位置へのクレセントの設置など、窓の開閉のコントロールが可能な措置を講じること。	□必須□		必須		■ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		クレセント位置をFL+1400mへ設置 (窓台から1400mm確保)
		(4) 窓、開放廊下や階段の直下に道路、通路、出入口がある場合は、落下物による危険防止措置を講じること。	□ 必須 □		必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		窓等の直下に通路等が無いため、 該当なし

別表2-1 住戸内に関する基準(基本性能等に関する基準)

					セース	フティ				セレ	クト			アド	バンスト		
				新築		既存	·改修		新	築	既存	·改修		新築	既有	r·改修	
	項目	基準		当位い	須で該 するが 等 場合 エック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック			必須で該 当するがお 位場合 リチェック		必須で該 当するがな 位場 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	3	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
3	シックハ ウス対策	各住戸の居室内の内装の仕上げや居室に係る天井裏等の下地材等に用いる特定建材 は、日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆表示のある建築材料等(ホルムアル デヒト発散建築材料に該当しないもの)とする。		必須		□ 必須		-	必須		□ 必須 ※1		□必	須	□ ※		特定建材にはF☆☆☆☆表示のあ る建築材料を使用する。
		(1) 防犯対策用の鍵を使用する。		必須		□ 必須		-	必須		□ 必須	(□必	須 🗆		[カードキーを使用する。
		(2) 室内との通話機能を有したカメラ付きインターホン等を設置する。		必須		□ 必須		•	必須		□ 必須	(□必	須 🗆		Į 🗆	カメラ付きインターホン設置
4	防犯対策	(3) バルコニーに面する住宅の窓のうち侵入が想定される階に存するものには、避難計画上支障のない範囲において、合わせガラス、防犯フィルム、鍵付クレセント又はシャッターの設置等、侵入の防止に有効な措置を講じる。		必須		□ 必須			必須		□ 必須	į 🗆	□必	須 □		Į 🗆	1階テラスに面するサッシは シャッター付とする
5	界床の防 音性の確 保	(1) 界床の仕様は次のいずれかとする。 ア 床スラブ厚が200mm以上(既存住宅にあっては、150mm以上)の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリート造で普通コンクリートを用いた物又はこれらと同等の面密度を有するものとする。 イ JIS A 1418-2 (建築物の床衝撃音遮断性能の測定方法)による床衝撃音レベルに対して、JIS A 1419-2 (建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法)による床衝撃音遮断性能Li,r,H-55等級相当以上とする。							選択		□ 選択		□ 必	須	□ 選打	R	
		(2) 木造の建築物については、遮音上有効な材料、工法を採用するなど、遮音性を確保 するための方策を講じる。						•	選択		□ 選折		□必	須	□ 選打	R	LH-55、LL-40相当の遮音性能を実 装する。
	界壁の防	(1) 界壁の仕様は次のいずれかとする。 ア 界壁の厚みが180mm以上 (既存住宅にあっては、150mm以上) の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリート造で普通コンクリートを用いた物又はこれらと同等の面密度を有するものとする。 イ JIS A 1419-1 (建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法) による音響透過損失等級Rr-50等級相当以上とする。							選択		□選扔		/ □ ±	須	□ 選打	R	
6	音性の確 保	(2) コンセントボックス、スイッチボックスその他これらに類するものが、当該界壁の 両側の対面する位置に当該界壁を欠き込んで設けない。 また、当該界壁にボード類が接着されている場合にあっては、当該界壁とボード類 の間に接着モルタル等の点付けによる空隙が生じていない。						-	選択		□ 選択	1		須 🗆	□ 選打	R	界壁両側には左記に類するボック スを欠き込んで設けない。 界壁と 別にボード類は設けず、空隙はな い。
		(3) 木造の建築物については、遮音上有効な材料、工法を採用するなど、遮音性を確保するための方策を講じる。							選択		□ 選択	! //	□必	須 🗆	□ 選打	R	
7	開口部の 防音性の 確保	サッシ等の開口部 JIS A 4706 (サッシ) による遮音性能T-1等級相当以上の材料を使用する。 JIS A 4706 (サッシ) による遮音性能T-2等級相当以上の材料を使用する。						•	選択		□ 選排		□ 必 ※	2 -		R	T-1等級相当以上のサッシを実装する
8	抗菌、防 カビ、抗 ウイルス 対応	SIAAの基準を満たした抗菌加工や抗ウイルス加工が施されたものなど、抗菌、防カビ、抗ウイルス対応措置が講じられた住設部品を使用する。						•	選択		□選排	1	□ 選		□ 選打	R	ハイパーキラミック(SIAA)
		適合項目数	必須	0		必須	0	必須		7	必須	0	必須	0	必須	0	
		用事法系统信用类点, \$ 156.7 × 1.1.1 工作上, 建筑上, 产上, 证价区位。	選択	0		選 択	0	選択		4	選択	0	選択	0	選択	0	

^{※1} 既存で関連法令施行以前の建築物は必須から除くこととし、改修する建築物にあっては、改修に伴い使用される建材に限るものとする。

^{※2} 遮音性能T-2等級相当以上の材料を使用する場合、該当する部分はないものとする。

			セー	フティ	セレ	ノクト	アドバ	ンスト	
			新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
	項目	基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位 場合 チェック	当する部	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) ドアストッパー、ドアクローザー 開き戸には、ドアストッパーやドアクローザーを設置するとともに、吊元側の隙間が 生じにくい仕様の製品を採用するか、指挟み防止カバー等指挟み防止措置を講じる。			□選択	□選択	□必須□□	□選択	
		(2) ベビーカー等置場 玄関周辺への平場やクローゼット内(可動式棚配置等による)スペースの確保によ り、ベビーカー、三輪車等を置くスペースを設ける。 玄関へのスペース確保が難しい場合は、共用玄関等敷地内に認定住戸数の3分の2以 上の住戸が各1㎡以上を確保できるスペースを確保する。			■選択	□選択	□選択	□選択	下足入れの中にベビーカー収納ス ペースを計画
1	玄関	(3) 手すりの設置 玄関の出入りのサポートのための手すりの設置がされているか、設置できる構造に なっている。			■選択	□選択	□選択	□選択	玄関上り框付近に手すりを設置する。
		(4) 補助照明の設置 玄関や住戸内廊下に人感センサー付きの照明又は足元灯等の補助照明を設置する。			■選択	□選択	□選択	□選択	玄関・廊下に人感センサー付きの 照明を設置する。
		(5) 耐震性能 玄関ドア枠は耐震枠で、JIS (日本工業規格) におけるA4702面内変形追随性の規定に おけるD-3等級同等以上であり、あわせてドアガードも耐震性に配慮したものとなっ ている。			□選択	□選択	□選択	□ 選択	
		(1) 利便性への配慮 洗面所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とし、給湯温度の制御が可能な水栓 金具とする。 ホース付水栓(シャワー吐水機能付き)とする。 タッチレス水栓とする。			■ 選択	選択 選択 選択 選択	選択 選択 選択 選択	選択 選択 選択	シングルレバー、ホース付、シャ ワー吐水機能付きで、給湯温度の 制御が可能な水栓金具とする。
2	洗面所・ 脱衣所	(2) 手すりの設置 浴室出入りのための手すりの設置がされているか、設置できる構造になっている。			■選択	選択	選択	選択	手摺を設置する。
		(3) 洗面所暖房機の設置 暖房機を設置するか、後から機器の設置が可能となるコンセント等の設備を施す。			■選択	□選択	□選択	□選択	床から250mmの高さに暖房機用の コンセントを設置する。
		(1) 進入防止錠等の設置 浴室のドアには、子供の進入を防止する鍵をおおむね床上1,400mm以上の高さに設置する。 また、浴室の鍵は、外からの解錠が可能なものとする。	□必須□□	□必須□□	■ 必須 □	□必須□□	□必須□□	□必須□□	外から解錠可能なチャイルドロックを床上1400mmの高さに設置する。
		(2) 滑りにくい床素材 浴室の床は水に濡れても滑りにくい仕上げとする。			■ 選択	□選択	□ 必須 □	□選択	滑りにくい床材を使用する。
		(3) 手すりの設置 浴槽への出入りのための手すりを設置する。			■ 選択	□選択	□選択	□選択	手摺を設置する。
	ara eta	(4) 呼び出し機能の設置 浴室からリビング等に連絡できる呼び出しチャイム等を設置する。			■選択	□選択	□選択	□選択	リビングに呼び出しできるボタン を設置する。
3	浴室	(5) 広さの確保 内法で短辺1,200mm以上、かつ、広さ1.9㎡以上とする。 内法で短辺1,400mm以上、かつ、広さ2.5㎡以上とする。			■選択	選択	□ 必須 □ 選択	選択	内法短辺1200mm以上、広さ1.9㎡ 以上とする。
		(6) 利便性の配慮及び火傷防止 水栓金具は給湯温度の制御が可能なサーモスタット式水栓金具等とする。			■選択	□選択	選択	□選択	火傷防止カバーのついたサーモス
		カラン等の給湯のための水栓金具は、カランそのものが埋め込み式になっているか、 火傷防止カバーが設置されている等の危険防止措置がなされている。			■選択	□選択	選択	選択	タット式水栓金具を使用する。
		(7) 浴室暖房乾燥機の設置 浴室暖房乾燥設備を設置する。			■選択	□選択	□選択	□ 選択	浴室暖房乾燥機を使用する。

			セ・	ーフティ	セレ	クト	アドバ	ジスト	
			新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
	項目	基準	必須で 当する 位等が い場合 チェッ	部 当する部 位等がな い場合	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) 広さの確保							
		長辺が、内法寸法で1,300mm以上か、便器の前方又は側方について、便器と壁の距離 (ドアの開放により確保できる部分を含む。)が500mm以上を確保する。			選択	選択	選択	選択	
4	トイレ	(2) 手すりの設置 手すりを設置する。			□選択	□選択	□選択	□選択	
		(3) 外から解錠できる鍵							(1) > (2)
		扉に外側から解錠できる鍵を設置する。	□ 必須 □	□ 必須 □	■ 必須 □	□ 必須 □	□ 必須 □	□ 必須 □	外から解錠できる鍵を使用する。
		(4) 外開き又は引き戸の設置			■ 選択	□選択	□ 必須 □	□ 必須 □	外開き、もしくは引戸とする。
		外開き又は引き戸を設置する。 (1) 対面式キッチンなど子供への目線の確保等						\	
		親が家事をしながら子供の様子を見守ることができるよう、対面式キッチンなど、台 所から居間や食事室を見通せる配置・構造とする。			■選択	選択	選択	選択	対面キッチンとする。
		(2) 親子の交流が生まれる広さの確保 親子が一緒に作業できるよう、ダイニングとキッチンを合わせた広さとして、10㎡以 上を目安に動線や広さにも配慮した間取りとする。			■選択	□選択	選択	□ 選択	ダイニングとキッチンを併せた広 さを10㎡以上確保する。
		(3) 利便性への配慮 台所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とするとともに、給湯温度の制御が可能な水栓金具とする。			■選択	□選択	□選択	□選択	レバーハンドルのホース引出式で 給湯温度制御可能な水栓金具とす
		タッチレス水栓とする。		1 //	□ 選択	□選択	□選択	□選択	[5 .
5	台所	(4) チャイルドフェンスの設置等 調理器具等幼児にとって危険なものが多くある台所へ子供が進入しないような措置と して、チャイルドフェンス等が設置できるよう、キッチン入口の形状の工夫や、壁下 地を設ける。			■選択	□選択	□選択	□選択	チャイルドフェンスを設置できる ように下地を設置
		(5) 危険防止設備等の設置							
		コンロ等の調理器はチャイルドロック機能を備えたものにする。	□ 必須 □	□ 必須 □	■ 必須 □	□ 必須 □	□ 必須 □	□ 必須 □	チャイルドロック付きのコンロと する。
		ガス漏れ検知器を設置するなど、危険防止措置を講じる。		1 //	□ 選択	選択	□選択	□選択	7 %
		(6) 食器洗い乾燥機の設置 ビルトインタイプの食器洗い乾燥機を設置する。			□選択	□選択	□選択	□選択	
		(7) 耐震ラッチの設置							
		吊戸棚がある場合、扉に耐震ラッチを設置する。			選択	選択	□ 必須 □	選択	
		(1) 開き戸 子供が指を挟まないよう、以下の対策を講じるか、その他指挟みを防止するための対策を講じる。 ○吊元側は子供が指を挟むおそれのある隙間 (5mm以上13mm未満) がない構造とする。扉の開閉の途中の状態も含める。ただし、以上の対応を講じている商品の選択肢が少ない状況に鑑み、当面の間以下対応でも認定基準に適合しているものとみなす。この場合、入居案内等にて入居者に対し周知を行う。 ・主に分譲:指挟み防止商品の配布 (設置は任戸購入者に委ねる)・主に合資:指挟み防止商品の用意 (入居者の意向により設置) ○戸先側は次のいずれかの対策を講じる。 ・風の通り道に設置する開き戸には、閉鎖速度を減衰させるドアクローザー等の機能を設け、風等の外力で急激に扉が閉まらない構造である。 ・戸側又は枠側に衝撃を吸収する緩衝材等を設けて、手又は足の指を挟んでも障害が生じない構造である。				75.40	N GEE	T YEAR	
		居室間や主要な通路上に配置される開き戸			選択	選択	□ 必須 □	選択	
	.	トイレや洗面所等に配置される開き戸			選択	選択	選択	選択	

		セーフラ	ティ	セレ	クト	アドバ	バンスト	
		新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
項目	基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当するがな い場合 チェック	必須で該 当する 位等がな い場合 チェック	当する部	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
6 建具	(2) 引き戸 100mm程度の引き残しを目安に、取っ手形状や設置位置の工夫により、指を挟まないような措置を講じる。 引き残しが確保できない場合は、軽量かつ自動でゆっくり閉まる機能等を備えた引き 戸を使用する。			■選択	□選択	□必須□□	□選択	引戸はソフトクローズを設置す る。
	(3) 折戸 扉の開閉中の状態も含め、子供が指を挟むおそれのある隙間 (5mm以上13mm未満) がない構造とする。			選択	□選択	□ 必須 □	選択	
	(4) 扉の取っ手など 取っ手をレバーハンドルやプッシュハンドル等の開閉の容易なものとするなど、取っ 手、引き手は使いやすい形状とするとともに、取っ手は面が取られた形状とするな ど、安全性に配慮したものとする。			■ 選択	選択	□ 必須 □	□選択	扉については、取っ手は面が取られた形状のレバーハンドルとして、開閉の容易なものとする引き戸の取っ手に関しても、引き込み時に指が挟まれない形状とする
	(5) ドア内のガラス 大判ガラスの採用など安全性に配慮する必要のある場合は、安全ガラスとするなど、 割れたガラスの破片による怪我等の防止対策を講じる。			□選択	□選択	□ 必須 □	□選択	
	(1) スイッチ 照明のスイッチを床上900mm程度の高さに設置し、ワイドスイッチにすることにより、 子供でも使いやすいものとする。			■選択	□選択	選択	選択	床上900mm程度のの高さにワイド スイッチを設ける
	(2) コンセント 子供がコンセントの差込口を濡れた手で触ったり、金属を差し込んだりすることによる事故を防止するため、シャッター付きコンセントを使用する。			■選択	□選択	□選択	□選択	シャッター付コンセントとする。
7 居室	(3) 収納スペースの確保 収納スペースは、収納率(次式で算出したもの)を8%以上確保する。 <算定式> (S1+S2)/当該住戸の専有部分の面積(㎡)×100 S1:高さ180cm以上の収納部分の水平投影面積(㎡) S2:高さ180cm未満の収納部分の水平投影面積(㎡) × (当該収納部分の高さ(cm)/180)			□ 選択	□ 選択	選択	□ 選択	
	(4) 室内物干しスペースの設置 使用しない時には取り外し可能な吊り下げ式やワイヤー物干しを室内に設置する。			■選択	選択	選択	選択	室内物干しを設置する。 取り外し可能
	(5) 壁等の出隅の面取り 壁・柱等の出隅部分及び造り付け家具等の出隅部分に面取りを行い、やむを得ず面取りを行えない場合は、転倒等に対する安全性に配慮した形状・仕上げとする。			■選択	□選択	□選択	□選択	出隅は面取りとする。
	(6) 家具等の転倒防止 壁に付け長押を設置する等、家具の転倒防止措置を講じることのできるような構造と する。			選択	□選択	□選択	選択	
	(7) クッション性の高い床素材 転倒による事故防止や防音性を高めるため、床にクッション性の高い材料を使用す る。			□選択	□選択	□選択	□選択	

				セーフ	フティ			セレ	クト	アドバ	シスト	
			新	築	既存•	改修	新		既存·改修	新築	既存·改修	
	項目	基準		必須で該 当する部 位等かな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該部 位等がない場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
8	バルコニー	 (1) 足掛かり等への配慮 子供のバルコニーからの転落、転倒するのを防ぐため次の対策を講じる。 ア 手すり子の形状を足掛かりにならない形状とする。 イ 室外機を手すり側に置かない。 ウ 物干し金物及び物干し竿が収納時も含め、足掛かりにならないようにする。 エ 避難ハッチの設置に当たっては、子供が容易に開けられないようにチャイルドロック等の安全機能が付いたものを使用する(消防の指導により使用できない場合はその限りではない)。 (2) スロップシンクの設置 スロップシンクをバルコニー等に設置する。ただし、これらによじ登って手すりから 	□ 必須		□ 必須		■ 必須		□ 必須 □	□必須□	□ 必須 □	ア H1100mmの足がかりとならない手摺とする。 イ 室外機と手摺を600mm以上離す ウ 足がかりにならない位置(床から1600mm以上)に設置 エ ハッチ設置無し
		転落することを防止するために、これらの設備は手すりから600mm以上の距離を確保して設置するなどの転落防止措置を講じる。					□ 選択		選択	選択	選択	
		(1) 住戸内通路の幅員 住戸内通路の幅員は、780mm(柱等の箇所にあっては750mm)以上を確保する。					□ 選択		□選択	選択	□選択	
9	住戸内通 路及び出 入口	(2) 住戸内出入口の幅員 住戸内の出入口 (バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く) の幅員 (玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあっては建具の厚み、引き戸にあっては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。) は750mm (浴室の出入口にあっては600mm) 以上を確保する。					□ 選択		□ 選択	□ 選択	□ 選択	
100	住戸内階 段	(1) 勾配等 住戸内に設ける階段は、次に掲げる基準に適合しているものとする。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合を除く。 ア 勾配が22/21以下で、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること。 イ 蹴込みが30mm以下であること。 ウ アに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあっては、アの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。 (7) 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分 (4) 90度屈曲部分が踊り場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分 (b) 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分					□ 選択		□選択	□必須□□	□選択	
		(2) 手すりの設置 少なくとも片側 (勾配が45度を超える場合は両側) に、かつ、踏面の先端からの高さが800mmから850mmまでの位置に設けられている。					□ 選択		□選択	□必須□	□選択	
		(3) チャイルドフェンスの設置等 転落事故等、危険が伴うと考えられる場所への子供の進入を防止するため、チャイル ドフェンス等が設置できるよう、壁下地を設ける。					□ 選択		□選択	選択	□選択	

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

					セー	フティ			セレ	クト			アドバ	シスト		
				新	築	既存・	改修	新组	築	既存	·改修	Ã	新築	既存	·改修	
	項目		基準		必須で該 当する部 位等がお チェック		必当な 当するがな がおかな がオーク		必須で該 当するがな 位場。 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当するが 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
1	テレワー クスペー ス	テレワークス が可能なイン	ペースを確保するとともに、テレワークに必要な設備(照明、Wi-Fi接続 ターネット環境、コンセント等)を整備する。					□ 選択		□ 選扔	7.	□ 選	R /	□ 選排	₹	
1	2 その他	その他、子育	てに配慮した住宅計画における工夫を行っている。					■ 選択		□ 選折		□ 選	R /	□ 選排	₹ /	洗面化粧台には、小さな子供でも 使いやすいようにステップスライ ドを採用する。
			適合項目数	必須	0	必須	0	必須	4	必須	0	必須	0	必須	0	
			適口視日叙	選択	0	選択	0	選択	26	選択	0	選択	0	選択	0	

別表3-1 共用部分に関する基準(基本性能等に関する基準)

				セー	フティ					セレ	クト			アドバ	バンスト		
			新	築	既	存·改	女修		新築		既有	・改修	弟	築	既存	·改修	
	項目	基準		必須で該 当するがな 位等がな い場合 チェック		当 位 レ	公須で該当する部立等がない場合チェック		1	必須で該 当する部 立等がない場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	-	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	-	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) 直接外部に開放されている共用廊下及び共用階段等には、転落を防止するため手すりを設置し、安全性に配慮する。 転落防止のための手すりは、足がかりがなく、子供が容易によじ登れ															
		ない形状とするとともに、次に掲げる基準に適合していること。ただし、共用廊下にあっては1階に存するもの、共用階段にあっては高さ1m以下の階段の部分は除く。															
	転落防止 ・落下物	ア 手すりの高さ (7) 原則床面 (階段にあっては踏面の先端) から1,100mm以上 (1,200mm推奨) に達するよう設けられていること。	□ 必須			4須		•	必須			Į 🗆	□必須	Į 🗆	□必須		ア 床からH1100mm以上立ち上げる る イ 格子手摺でなく躯体手摺
1	による危	(イ) 腰壁等には、足がかりとなりにくい措置を講じること。															ウ 屋上なし
	険防止	イ 手すり子が、床面(階段にあっては踏面の先端)及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔は、内法寸法で110mm以下(90mm推奨)であること。															
		ウ 入居者の日常の利用に供する屋上の手すりは、床面から1,800mm 以上の高さに達するよう設置すること。															
		(2) 窓、開放廊下や階段の直下に道路、通路、出入口がある場合は、落下物による危険防止措置を講じること。	□ 必須			4須		•	必須			Į 🗆	□必須	Ī 🗆	□ 必須		開放廊下・階段の笠木を内側に 勾配をつけ落下しづらい設えに する
2	転倒防止	玄関から道路に至る通路及び共用階段、共用階段、共用廊下等の床の 床面は、雨に濡れる等の使用環境を考慮した上で、子供や妊婦が安全 に利用できるよう、滑りにくい材料を使用する。							選択		□ 選打	۳	□必須	į 🗆	□ 選択		通路は滑りにくい材料を使用する
3	衝突防止	エントランスホールやキッズルーム、集会所等にある面積の大きな透明ガラスは、衝突による事故を防止するため、安全ガラスとするか、 衝突防止シールを貼る等の視認性を高める措置を講じる。	□ 必須			須			必須			1	□ 必須	Į 🗆	□ 必須		ガラスの設置が無いため該当箇 所なし
4	避難経路 における 安全確保	避難経路にある建具の握り手が握り玉形式のように握力が必要なものや、複雑な機構による形式でなく、レバーハンドル形式等子供にも使いやすいものとする。							選択		□ 選	۳	□必須	i 🗆	□ 選択		子供にも使いやすい押し棒を使 用
5	敷地内通 行の安全 確保	敷地内の歩道と車道は分離し、歩行者の安全を確保すること。							選択		□ 選	۲	□選排		□ 選択		
		以下に例示するものなど、防犯対策を講じるていること。															
6	防犯対策	防犯カメラの設置等の防犯対策を講じること。							選択		□ 選	۶	□ 選択		□ 選択		
		中廊下型やコア型の住棟など共用部が閉鎖空間となる場合は、オート ロックシステムを導入する。			1				選択		□ 選	R	1 □ 選択	!	□ 選択		
		以下に例示するものなど、防災に関する対策を講じていること。			-			<u> </u>	77.10		=.						
		東京都LCP住宅の登録を受けている。							選択			۲ /	選択		選択		
7	防災対策	防災備蓄倉庫、防災井戸、マンホールトイレ、情報共有体制の構築などの防災対策を講じている。							選択		□ 選	۲	□ 選択	1	□ 選択		
		受変電設備、自家発電設備などの電気設備を上階に配置しているか、 浸水経路にマウンドアップや止水版・防水扉などの対策を講じるとと もに土嚢の準備などを行っている。							選択		□選	P	□ 選排	1	□選択		
	省エネ・	以下に例示するものなど、省エネ・再エネ対策に関する対策を講じて いること。															
8	ョーイン 再エネ対 策	東京ゼロエミ住宅やZEHの認証を取得している。							選択		□ 選	R	□選扔		□ 選択		太陽光発電設備を設置
	W.	太陽光発電設備及び蓄電池設備の設置等再エネの取組を講じている。			1				選択		□ 選	R	□ 選択		□ 選択		1
		以下の例示する取組など、認定を受けた集合住宅の中古流通が促進される ような取組を講じること															

別表3-1 共用部分に関する基準(基本性能等に関する基準)

		_		セーフ	フティ		セレクト				アドバンスト				
			亲	折築	既存·改修		新	築	既存·	改修	新築		既存·改修		
項目		基準		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部な 位場合 チェック		必須で該 当するがな 位等かな チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
9 促進	(1) 長期優良住宅	Eの認定を取得している					□ 選択	!	□ 選択		□ 選択		□ 選打	R	
	(2) 瑕疵保険検	査基準への適合							□ 選択				□ 選打	R	
		海入頂日粉	必須	0	必須	0	必須	2	必須	0	必須	0	必須	0	
		適合項目数	選択	0	選択	0	選択	3	選択	0	選択	0	選択	0	

別表3-2 共用部分に関する基準(単位空間別の基準)

			セーフ	ティ	セレ	クト	アドバ	シスト	
			新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
	項目	基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当するがな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) 各戸から敷地外までの経路のうち、一つ以上を特定経路として、段差を設けない経路とする (2階建ての場合は1階にある住戸から敷地外までの経路とする。)。			□選択	□選択	□必須□	□選択	
		(2) 特定経路にかかる排水溝には、ベビーカーの車輪が挟まらない溝蓋を設置する。			□選択	□選択	□必須□	選択	
		(3) 敷地内通路及び共用廊下の幅員は1.2m以上を確保し、高低差のある部分には次の基準に適合する傾斜路を設ける。				1 /			
1	アプロー チ、共用	ア 傾斜路の幅員は、階段に代わるものは1.2m以上、階段に併設する ものは0.9m以上とし、勾配は1/12以下とする。高さが80mm以下の 場合は1/8を超えないものとすることができる。							
	かた 共用 廊下	イ 高さが160mmを超えるものにあっては手すりを少なくとも片側 に、かつ、床面から800mmから850mmまでの位置に設置する。端部 は原則、壁側又は下側に曲げたものとするなど突出しないこと。			選択	選択	□必須□□	選択	
		ウ 高さが750mmを超える箇所に設ける場合にあっては、高さ750mmご とに踏幅が1,500mm以上の踊り場を設ける。							
		エ 傾斜路の始点又は終点に、ベビーカーや車いす等が安全に停止で きる平坦な部分を設け、両側に側壁又は立ち上がりを設ける。							
		(4) 転倒防止のため、床面からの高さが800mmから850mmの位置に手すりを 設ける。手すりを設ける場合は、端部は原則、壁側又は下側に曲げた ものとするなど突出しないこと。			□ 選択	□選択	□ 選択	□選択	
		地上階数3以上の場合は、エレベーターを設置する。設置する場合は 次の基準に適合していること。				/ /			
		(1) 出入口有効幅員800mm以上、奥行き1,150mm以上とする。 (2) かご内を見渡せる窓又は防犯カメラを設置する。							
		(3) 非常時に外部に連絡できる装置が設置されているなど、安全に対 処できるよう配慮されている。			□選択	選択 /	□□必須□□□	□ 選択	
2	エレベーター	(4) かご内及び乗降ロビーに、現在位置を表示する装置を設置する。 同一乗降ロビー内にエレベーターが複数ある場合、乗降ロビーに							
		ホールランタンや到着予報チャイムなど、到着を知らせる設備を 設置する。							
		(5) かご内の操作盤は、誰もが簡単に操作できるものとし、また、混 雑時でも手が届きやすい位置に設ける。							
		(6) 地震時管制運転装置及び戸開走行保護装置を設置する。			選択	□選択	□ 必須 □	□選択	
		(7) 非接触型ボタン等の設備を備えたエレベーターを設置する。			選択	□選択	選択	□選択	

別表3-2 共用部分に関する基準(単位空間別の基準)

		セーフ	ティ	セレ	クト	アドバ	ジスト	
		新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
項目	基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
3 共用階段	(1) 共用階段の形状等は次の基準に適合していること。 ア けあげの寸法は200mm以下、踏面の寸法は240mm以上及び蹴込み寸法は300mm以下とする。 イ 最上段の通路等への食い込み及び最下段の通路等への突出を避ける。 ウ 蹴込み板を設置し、段鼻を突出させないようにする。 エ 踏面にはノンスリップを設け、踏面と同一面とする。 オ 階段及び踊り場の幅は以下による。ただし、屋上又は直上階のみに通じる共用階段及びその踊り場の幅は、850mm以上とすることができる。 下型住棟屋内階段 廊下型住棟屋内階段 廊下型住棟屋外階段 1,000mm以上 1,200mm以上 900mm以上 900mm以上 1,200mm以上 900mm以上 200mm以上 200mm以			選択	選択	□必須□□	選択	
4 共用玄関	(1) 共用玄関は次の基準に適合していること。 ア 幅員800mm以上とする。 イ 共用玄関の扉は自動ドアとし、前後に段差を設けない。 ウ 管理人室を設ける場合は、共用玄関を見渡せる位置又は近接する ウ 位置へ設置する。 エ 共用玄関は、周囲からの見通しが確保された位置にあること又は 防犯カメラの設置等により見通しを補完する対策が講じられてい ること。 オ 共用玄関の扉をオートロックにする場合は、共用玄関以外の共用 出入口を自動施錠機能付きの鍵を備えたドアとする。 カ 共用玄関付近に郵便受けを設置する。 (2) 宅配ボックスを設置する。 (3) 小児用モード、小児用パッドのあるAEDを設置する。			■選択	選択	□ 必須 □ 選択 □ 選択	□ 選択□ 選択□ 選択	宅配ボックス設置

別表3-2 共用部分に関する基準(単位空間別の基準)

						セー	フティ					セレ	クト				アドバ	ンスト		
					新築	المالية		既存・	改修		新築		即	死存・引	女修	新	築	既存	•改修	
項目			基準		1	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック			必須で該 当するがな 位場合 チェック		信	公須で該 当するお 立等がな い場合 チェック		1	必須で該 当するな 位等がな かよっク		必須で該 当するがな 位等がな トエック		必須で該 当するがな は等合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
5	危険個所 等への進 入防止	屋上、受水槽 ないよう、柵 より設置でき	、機械室等、子供にとって危険な箇所に簡単に進入でき の設置や鍵を設置する等の対策を講じる(消防の指導に ない場合はその限りではない)。		必須			必須			必須	•	a	必須		□ 必須		□ 必須	i 🗆	危険個所が無いため該当箇所無 し
6	ごみ集積所	たごみ集積所	では、入居後の利用者の利便性や維持管理、安全管理等		必須			必須		•	必須		a	必須		□ 必須		□ 必須		必要な容量を確保する。 設置に当たっては、利用者の利 便性や維持管理、安全管理等に も配慮し、エントランス付近の 空地で道路から2m程度の位置に 設けた。 区の設置基準戸当たり0.1㎡以上 を確保し、2.5㎡のスペースを設 けた。
7	, 自転車置 場	するとともに 外に設置する 所管の自治体	において定めている設置基準等を満たした自転車置場と、子供用自転車等を平置きできるスペースを設ける。屋場合は、屋根付とする。 に設置基準等がない場合は、各住戸につき、2台以上をきる自転車置場を設置する。							•	選択		□ i	選択		□ 必須		□ 選択		各戸2台屋根付き駐輪場を設ける。子供用自動車は、ラック下段を優先的に利用できるようにする。
8	ワーキン グスペー ス	ワーキングス 設ける。 ア 複数の利 イ セキュリ 明、コン	ペース等を設置する場合、以下に例示するようなものでペース等を運営する上で有効と認められる設備、備品を用者が一度に利用できる机、椅子ティが確保されたWi-Fi等のインターネット環境及び照セント等の設備								選択		o i	選択		□ 選択		□選択		
			適合項目数	必須		0	必須		0	必須		1	必須	,	0	必須	0	必須	0	
		選択							選択	:	2	選択		0	選択	0	選択	0		

別表4 子育て支援施設やキッズルーム等に関する基準

項目		基準 ——	セーフ	フティ	セレ	クト	アドバ	ンスト	主記のなる図表系具 乳帯の中皮体		
	垻日		基 华		新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	表記のある図面番号、計画の内容等
1	子育て支 援施設	準等を遵守する またっこと。 行うこと。 可外(お導監督要綱) ともに、設置(設の設置に当たっては、施設の用途により関係だること。 ること。 設の場合は当該施設の所管となる自治体と事前に 保育施設の設置に当たっては、認可外保育施設に (昭和57年6月15日付56福児母第990号。(以下))に定める認可外保育施設指導監督基準を遵守 後直ちに指導要綱に定める届出を行うこと。 宅部分と動線や配管等を分離すること。	こ協議を こ対する 「指導要			□選択	□選択	選択	□ 選択	
2	キッズ ルーム	規定を準用する 営する上で有っ ア 授乳やおっ イ 共用トイ ウ テーブル、	を設置する場合、仕様等については別表2及びたるほか、以下に例示するようなものでキッズルー効と認められる設備、備品を設ける。 むつ替えのできるスペース レ 、椅子等の歓談用の家具 ちゃ等の収納スペース				□ 選択	選択	選択	□ 選択	
	集会室や 交流ス ペース	別表3の規定: 基準等の定め; と。 集会室、交流;	スペースを設置する場合、仕様等については別まを準用する。ただし、施設の用途により関係するがある場合は、それぞれの法令、基準等を遵守するペースは前項のキッズルームを兼ねることがで項の基準を満たす。	る法令、 するこ			□ 選択	選択	選択	□ 選択	
	屋外スペース	ニティ形成上、 ア 砂場や滑 イ 共用の手 ウ ベンチや エ 植栽、芝	洗い場やトイレ 日陰スペース 生、花壇				■ 選択	□ 選択	選択	選択	ベンチや植栽を備えたポケットパークを設ける。ポケットパークは敷地奥に設置しプライベートに配慮した。日常的に屋外で過ごす機会を提供するためにベンチを設置した。自転車の練習や縄跳びなどの屋外で遊べる広いスペースを確保した。緑地は四季を感じられるような植栽計画とした。
		置する場合、」 められる設備、 ア 散水や手 イ 共用道具・	菜等を育てることで交流を図るための菜園スペー以下に例示する居住者のコミュニティ形成上、7、備品を設ける。 洗いのできる水栓 を収納する物置 作物を調理する設備				□ 選択	選択	選択	□ 選択	
			適合項目数			選 0	選 1	選 0	選 0	選 0	

別表5 管理・運営に関する基準

項目	基準	セー	フティ	セレ	クト	アドバ	ンスト	ま記のもで図石延り、社画の内容数
- 垻日 -	基 华	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	表記のある図面番号、計画の内容等
	(1) 入居要件等の設定における配慮 以下に例示するものなど、子育て世帯の入居への配慮をすること。 ア 入居世帯の一定数以上を子育て世帯とする。 イ 低層階を子育て世帯向けとし、上階をその他世帯向けとする。 ウ 賃貸住宅について、子育て世帯向けの家賃減額を実施する。 エ 子育て世帯の募集期間を優先的に設ける。 オ 賃貸住宅について、内装のDIYを認め、原状回復義務を一定程度免除するなどの措置を講じる。			□ 選択	選択	□選択	□選択	
住画かま慮1	(2) 適切なタイミングでの必要な情報の提供以下に例示するものなど、必要な情報を提供すること。 ア 入居者募集時 (7) 子育て支援施設の併設、子育て支援サービスの提供、子育て支援施設の供設、子育て支援情報などを募集・販売広告やホームページ等に掲載する。 (4) 認可保育所等人所選考の一般公券をはないことを確実に説明する。 (4) 認可場合、居住者優先入所制度等はないことを確実に説明する。 (5) 子育て支援施設を併設する場合は、所管する自治体にて定めるルール等を説明する。 (5) 子育て世帯以外の世帯の応募があった場合は、当該住宅が子育てに配慮した住宅であることを説明する。 (6) 既存住宅の空き家で認定を取得し、子育て世帯を募集する場合においても、既存の居住者に対して子育で世帯を募集する場合においても、既存の居住者に対して子育で世帯を募集する場合においても、既存の居住者に対して子育で世帯を募集する場合においても、既存の居住者に対して子育で世帯を募集する場合においても、既存の居住者に対して子育で世帯を募集する場合においても、既存の居住者に対して、改めて資料等により分かりやすく説明する。 (6) 入居者募集時に情報提供した各種情報について、駐輪位置等やごみ出しのルールを定め、確実に説明する。 (1) 集会室やバーベキューコーナー等を設置する場合は、責任者を明確にするとともに、使用方法、使用時間、費用負担等のよれ、「人と人との対応を徹底することをルールを定め、確実に説明する。また、運用開始前に近隣住民に対し説明を行う。 (4) キッズルームや屋外スペースなど、子供が遊ぶ場については特に事なのよりないた対応を徹底することなど、中、状況に応じた対応を徹底することとをルートに対応にじた対応を徹底することとをルートに対応をできることなど、現に応じた対応を徹底することなど、現に応じた対応を徹底することとをルートに対応にじた対応を徹底することなど、現に記明する。			選択	選択	□ 必須※	□ 必須※	

別表5 管理・運営に関する基準

項目		基準	セー	フティ	セレ	クト	アドバ	ンスト	ま記のも 7 図石延り 乱声の内容質
	垻日	左 毕	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	表記のある図面番号、計画の内容等
1	住宅計 事 ま き み の で 事 項	(3) 子育て支援サービスの提供における配慮 以下に例示するものなど、子育て支援サービスの提供等を行うこと。 子育て支援サービスの提供に当たっては、サービスの種類により関係 法令、基準等を遵守するとともに、必要に応じて当該サービスの所管 となる自治体と事前に協議を行うこと。 ア 近隣保育施設等と連携した育児相談や一時預かりサービスの提供 イ 近隣医療施設等と連携した夜間診療や訪問診療などの実施 ウ ベビーシッターなどの訪問保育サービス エ 子育で等の電話相談実施団体と連携した相談サービスの提供 オ その他子育で支援サービスとして知事が認めたもの 子育て支援サービスの提供に当たり、以下に例示するものなど、必要なルール等を定めること。 ア サービス提供に当たり、必要に応じて費用負担や運用ルールを定めること。特に共用部分の使用ルール、管理ルール等は確実に定めること。 イ 子育で支援サービス提供者と提携したサービスを利用する際は、提供先と契約書を取り交わし、利用に関する費用、契約期間、サービスの提供頻度等を取り決めること。			選択※	選択※	選択※	選択※	
2	安心して 日常生活 を送るた	(1) 基本的なルールの継続的な周知徹底 自転車置場の使用方法、ごみ出しのルール、集会室やキッズルーム、 屋外スペースの使用方法等については、事前に定めたルールを掲示板 への掲示や回覧等で定期的に周知するなど、ルールが守られるよう、 継続的に周知していくこと。			■ 選択	選択 ※	□ 必須 ※		自転車置場、ゴミ出しルールについて、共用部に設置する掲示板に広報し、入居者へ継続的に周知する。
	めの配慮 事項	(2) 子育て支援情報等の継続的な提供 子育てに関する相談窓口や地域の子育て支援施設などの地域の子育て 支援情報など子育てに関する様々な情報を掲示板への掲示や回覧等で 定期的に周知を行うなど、継続的に周知を行っていくこと。			□ 選択 ※	□ 選択	□ 必須 ※	□ 必須 ※	

別表5 管理・運営に関する基準

	項目	基準	セー	フティ	セレ	クト	アドバ	ンスト	ま記のなる図表系具 乳面の内容質
	垻日	左 华	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	表記のある図面番号、計画の内容等
3	コテ成の配言っての配慮事	(1) 入居者間の交流の機会の創出			□ 選択	□ 選択 ※	□ 必須	□ 必須	
	填	(2) 地域の人との交流の機会の創出 地域コミュニティとの交流のきっかけをつくることを目的として、以下の例示する取組などを年に数回、継続的に実施する。 ア 地域の人も参加できる餅つきやラジオ体操などのイベント イ 町会・自治会、子供会などの地域の組織が主催する防災活動、防犯活動やお祭りなど様々な取組への参加 ウ 地域で活動しているNPO等と連携した地域交流イベント エ WEBの活用など「新しい日常」を踏まえた新たなコミュニティ形成のためのイベント等			□ 選択	選択 ※	□ 選択	□ 選択	
	•	適合項目数	必須 選択 0	必 須 選 択	必須 — 選 _択 1	必須 選択 0	必須 選 択 0	必須 選 択 0	

※ 募集パンフレット、ホームページ、入居の案内書等により、適切なタイミングに必要な情報、ルール等を周知するとともに連携先と必要な契約等を締結する。

別表6 区市町村からの意見の反映に関する基準

項目		基準	セー	フティ	セレ	クト	アドバ	ンスト	表記のある図面番号、計画の内容等
以 日		新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修		
区市町村 からの意 見の反映	て支援サーヒ	程定する、区市町村からの子育て支援施設等設置又は子育で大提供に関する意見を反映して、子育て支援施設等の設立援サービスの提供を実施すること。			選択	選択	□ 選択	選択	
		適合項目数	選 ()		選 0	選 0	選 0	選 0	